質問に対する回答

	質問事項		内容	回答	回答月日
1	募集要領 3 見積限度額	ア返礼品及び返礼品発送経費について	現在、貴市で契約されている配送会社をご教示ください。また、代表して関東60サイズの常温、クール便の配送料金をご教示ください。	ふるさとチョイスSCMサービスを利用しています。配送料金についてはふるさとチョイスSCMサービスの料金をご参照ください。	4月24日
2	募集要領 4 参加資格		コンソーシアム形式での応募は可能でしょうか。 可能な場合、参加資格要件(累計5年以上の実績)は、幹事・パートナーいずれか一方が満たしていれば足りますでしょうか。 また、コンソーシアム内での再委託率の条件はございますでしょうか。	コンソーシアム形式での応募は認めていませんが、「仕様書」＞「8その他」＞「(2)」のとおり、本市の承認を得た上で、業務の一部を第三者に再委託することは可能です。 再委託率の条件は定めておりませんが、再委託する予定がある場合は、業務が適正に履行されるよう、企画提案書等で、業務体制についてお示しください。	4月24日
3	募集要領 4 参加資格	(2)累計5年以上の実績について	参加資格要件の「累計5年以上」についてご確認させてください。 複数の自治体で同時並行して業務を履行していた場合、各自治体での履行年数を合算して累計年数として算定することは可能でしょうか。 ■例 過去3年間で、3つの自治体様で3年ずつ行っているため、「9年」実施。	お示しいただいた方法で累計年数を算定することはできません。	4月24日
4	募集要領 4 参加資格	(2)類似業務について	参加資格要件の「類似業務」とはどの様な業務でしょうか。以下の業務はふるさと納税業務の類似業務として認められますでしょうか。 ①オンライン決済の管理 ②ECサイトの構築・運営	お示しいただいております①、②業務の他、「仕様書」＞「3業務内容」)に掲載している内容も含まれます。	4月24日
5	募集要領 5 スケジュール	(5)企画提案書の提出について	令和7年度の実績について、さとふる及びLINEヤフー経由の寄附、直接寄附を含んだ、寄附件数と寄附金額の総額をご教示ください。	寄附件数:8,937件 寄附金額:197,727,600円	4月24日
6	募集要領 5 スケジュール	準備期間について	準備期間において、返礼品ページ、画像などの制作物、各種情報（返礼品、配送、寄附実績など）は引き継ぎ可能でしょうか。	引き継ぎは可能です。	4月24日
7	募集要領 別表2	提案実施に際して	受託期間中の返礼品数、応援事業者数、寄附件数、寄附金額の目標をご教示ください。	本市から目標の提示はいたしません。 プロポーザル参加事業者において、過去の本市のふるさと納税の状況をもとに、目標及び達成に向けた方策・スケジュールを提案いただきたいと考えています。	4月24日
8	募集要領 別表2	提案実施に際して	貴市の現状を把握するにあたり、令和6、7年度の事業者様ごとの寄附額の内訳をご教示ください。	「別表1　事業者別寄附額」参照	4月24日
9	募集要領 別表2	提案実施に際して	貴市の現状を把握するにあたり、令和6、7年度の返礼品の寄附額TOP10ランキングをご教示ください。	「別表2　返礼品寄附額」参照（上位5品までを公表しています）	4月24日
10	募集要領 別表2	提案実施に際して	貴市の現状を把握するにあたり、令和6、7年度のジャンル別の寄附額をご教示ください。	「別表3　返礼品ジャンル別寄附額」参照	4月24日
11	募集要領 別表2	提案実施に際して	貴市の現状を把握するにあたり、令和6、7年度のポータルサイトごとの寄附額をご教示ください。	「別表4ポータルサイト別寄附額」参照	4月24日
12	募集要領 別表2	提案実施に際して	貴市の現状を把握するにあたり、令和7年度に実施された広告、プロモーション施策をご教示ください。	・楽天RPP広告 ・ふるさとチョイス検索連動型PR枠	4月24日

質問事項			内容	回答	回答月日
13	募集要領 別表2	提案実施に際して	貴市の現状を把握するにあたり、現在導入されているポータルサイトの導入時期をご教示下さい。	・ふるさとチョイス 【導入時期：H27.6】 （au PAYふるさと納税、JRE MALLふるさと納税、KABU& ふるさと納税、セゾンのふるさと納税、ふるラボ、Vふるさと納税） ・楽天ふるさと納税 【導入時期：R2.6】 ・ANAのふるさと納税 【導入時期：R2.6】 ・JALふるさと納税 【導入時期：R2.12】 ・ふるなび 【導入時期：R3.6】 ・Amazonふるさと納税 【導入時期：R7.3】 ・ふるさと生活 【導入時期：R7.12】 ・ふるさと納税forGood! 【導入時期：R6.10】 ・さとふる 【導入時期：R5.7】 （YAHOO!JAPANふるさと納税）	4月24日
14	募集要領 別表2	提案実施に際して	現時点で追加予定のポータルサイトがございましたらご教示ください。	現時点ではございません。	4月24日
15	募集要領 別表2	提案実施に際して	貴市のふるさと納税事業の全体で特に課題と感じている点を寄附額増進面（事業者や返礼品の開拓面、ポータルサイト運用面、広報・PR面など）、運用管理面（配送対応、寄附者対応面など）においてご教示ください。	本市の物産品は、全国的に知名度が高い商品と比べ、認知度向上が課題となっています。 また、提供事業者の多くが小規模事業者であることから、生産能力の限界や人手不足に起因する返礼品の供給体制の維持が寄附額増進面でのボトルネックとなっています。 なお、運用の管理体制については、現時点で大きな課題は認識していません。	4月24日
16	募集要領 別表2	提案実施に際して	貴市の現状を把握するにあたり、現在登録されている返礼品の地場産品基準の類型ごとの比率をご教示下さい。	「別表５　地場産品基準比率」参照	4月24日
17	募集要領 別表2	提案実施に際して	受託期間中の年度ごとの広告・プロモーションのご予算の想定がありましたらご教示ください。	各年度の寄附額に基づき諸経費を算出し、国が定める基準の範囲内に収まるようプロモーション費用を計上します。	4月24日
18	募集要領 別表2	提案実施に際して	現状の経費率の管理は寄附ベースと請求ベースのいずれで管理されておられますでしょうか。また、現状が請求ベースの場合、今後寄附ベースに変更する検討は可能でしょうか。	支払日ベース（請求ベース）で管理しています。現時点では、寄附金受領日ベース（寄附ベース）への変更は考えていません。	4月24日
19	仕様書 3 業務内容	業務範囲の確認について	寄附金受領証明書の発行発送、ワンストップ特例申請の受付は委託業務の範囲外となりますでしょうか。 また、その際は自治体様が直接ご対応される認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ワンストップ特例申請の受付は本市にて直接対応します。受領証明書の作成及び発送については、本市が外部業者のサービスを利用し、実施する想定をしています。 なお、上記の業務に関する問い合わせ等への対応については、「仕様書」＞「3業務内容」＞「(2)寄附情報管理システムの管理・運営」及び「(6)寄附者対応に関する業務」の範囲内であると考えています。	4月24日
20	仕様書 4 業務の詳細	(7)クラウドファンディング型ふるさと納税に関する業務について	令和6、7年度のGCF活用実績（プロジェクト内容・プロジェクト数・達成率）をご教示ください。	「別表6　GCF活用実績」参照	4月24日
21	仕様書 4 業務の詳細	(2)寄附情報管理システムの管理・運営に関する業務について	寄附情報の管理としてご使用されているふるさと納税doにおいて、返礼品情報、配送情報の管理もされている認識でよろしいでしょうか。他に管理システムとして導入されているサービスがありましたらご教示ください。	ご認識の通りです。他に導入しているシステムはございません。	4月24日

質問事項			内容	回答	回答月日
22	仕様書 4 業務の詳細	(1) ポータルサイトの管理・運営に関する業務	楽天のRMSオプションの一括登録機能は導入済みでしょうか。また、未導入の場合、貴市のご負担による導入は可能でしょうか。	楽天のRMSオプションのCSV商品一括編集については導入済みです。	4月24日
23	仕様書 4 業務の詳細	(3) 返礼品の調達及び配送管理に関する業務について	現在の中間事業者にて寄附を受け付けた返礼品の配送は、引き続き現在の中間事業者で実施する認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	4月24日
24	仕様書 5 業務の追行及び報告	(3) 定例会の開催について	現在の定例会の開催頻度、開催方法（オンライン、現地開催）、報告内容における課題などあればご教示ください。	現在は月1回オンラインにて実施しています。状況に応じて頻度の調整や対面での実施を行っているため、課題等はございません。	4月24日
25	仕様書 6 著作物の取扱い	(1) 写真やポータルサイトの著作権について	現在のサイトページ、写真、文言等を引き継いで業務を開始できますか	引き継ぎは可能です。	4月24日
26	仕様書 8 その他	(1) 業務開始以前の申込みの取扱いについて	本業開始前の申込みについて、本業開始後の申込と同様に扱うとありますが、それには返礼品の配送、問い合わせ対応も含まれますか	返礼品の配送、問い合わせ対応に関して、本業務開始前に寄附申込があったものについては、前委託事業者が契約期間満了後も責務を全うすることとしています。	4月24日